

基本契約書（案） 公表後修正箇所

| No. | 該当場所        | 新  | 旧  |
|-----|-------------|--|--|
| 1   | 5頁 第12条 第3項 | <p>3 民間施設整備運営事業者は、甲のみの責めに帰すべき事由により民間施設整備運営事業の実施に必要な許認可の取得等ができない場合は、第38条の規定に従い本基本契約を終了することができる。</p> | <p>3 民間施設整備運営事業者は、甲のみの責めに帰すべき事由により民間施設整備運営事業の実施に必要な許認可の取得等ができない場合は、第40条の規定に従い本基本契約を終了することができる。</p> |